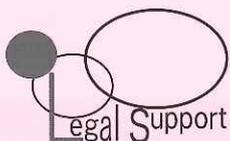
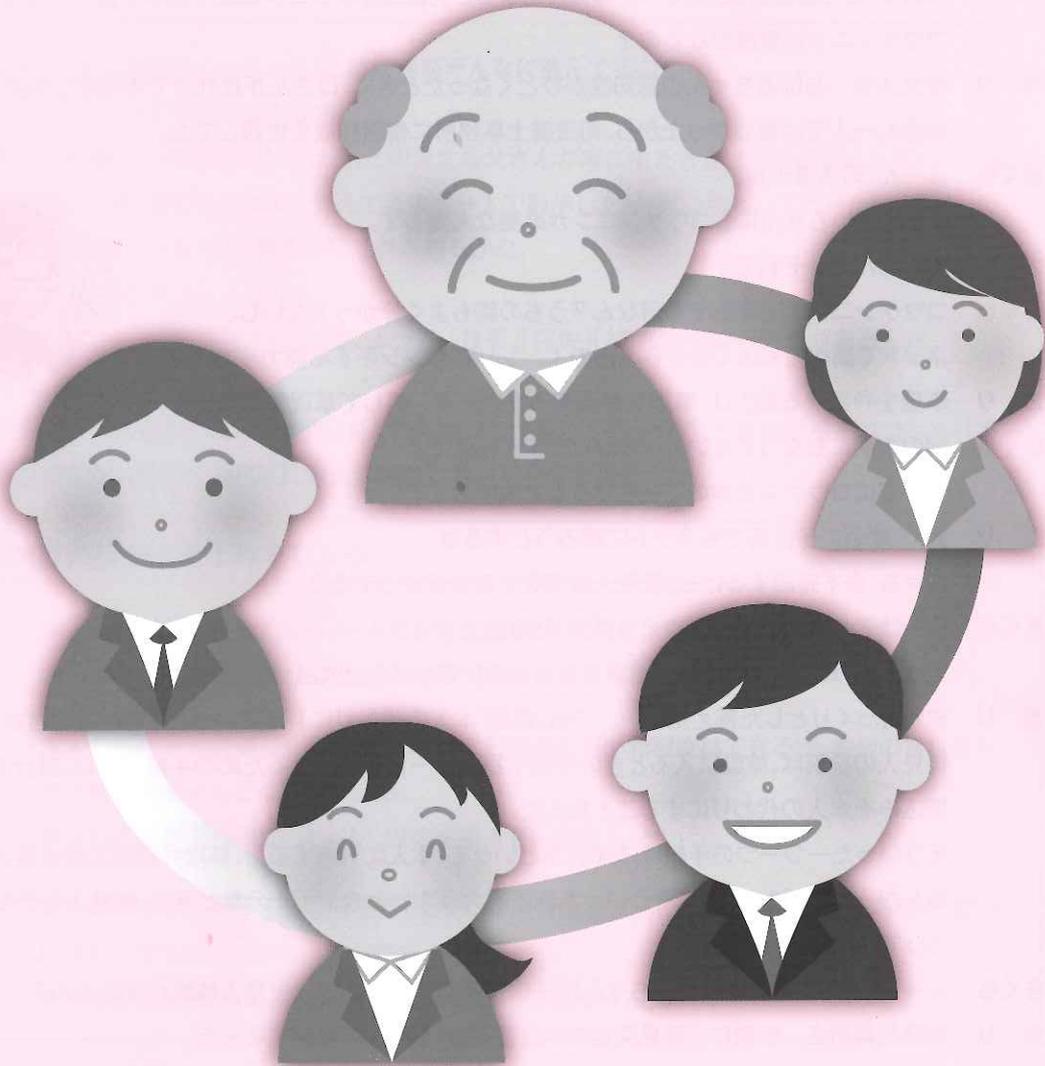


～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートとにゅーす

2018年3月発行 <第16号>

あらためて、**後見制度**をわかりやすく解説します。



- 司法ソーシャルワーク
- 地域連携

高校生のさくらちゃんとガリベンくんが放課後にお話しています。
さくらちゃんは、ガリベンくんに聞きたいことがあるようです…



ガリベンくん



さくらちゃん

さくら ガリベン、ちょっと教えてほしいんやけど。

ガリベン(以下、ガリ) ん、どうしたの？

さくら 昨日うちの親が相談しててな。うちのじいちゃん、今度施設に入ることになるみたい。
前から少しずつ認知症が進んできてん。夜中に外に出ちゃったりして…

ガリ きみのおじいちゃん、いくつだっけ？

さくら 今年で74歳。

それで、さちおばさん(ガリベン母)が、ちょっと前にコウケンニンになったって言うてたやん。
コウケンニンは家族がなるの？

ガリ 後見人か。おばあちゃんの認知症がひどくなったときに、母さんが裁判所で手続をしたよ。
母さん一人では難しかったから、司法書士事務所に書面作成を依頼してた。

さくら ふーん、司法書士ね。

うちのじいちゃんにもコウケンニンが必要なんだって。

ガリ そうなんだ。それで？

さくら コウケンニンってそもそも何なん？うちの親もよく分かってないし、
ネットで調べてもよく分からへんのよ。ジリをベンシキする能力って何？

ガリ 事理を弁識する能力は、事理を弁識する能力だよ。略して事理弁識能力さ。

さくら 何の説明にもなってないわ！分かりやすく教えてよ！
ついでにコウケン全体のこともサクッと説明して！

ガリ 全く、最近の子は何でもネットに頼ろうとするね…

じゃあ、まず確認するけど、後見人は何をするか分かってる？

さくら うちはそれを聞いてるんや…(ブツブツ)。

えっと、認知症になった人の用事を代わりにしてあげる、かな。

ガリ またざっくりとした答えだね…。でも、まあ「本人の代わりに」っていうところはそのとおり。

後見人の役割は、施設に入るときの手続や福祉サービスを受けるための手続、それに銀行での入出金、
振込みを本人の代わりにすることなんだ。

そういった一つ一つの手続は法律行為といって、本人に判断する力、事理弁識能力が必要とされているんだ。けれども、本人にそういった判断能力がないときや不十分なときに、後見人がその部分を補うってわけ。

さくら ふーん、判断する力か。じいちゃんに法律行為は無理かも…。後見人は誰が決めるの？

ガリ 家庭裁判所さ。家裁に、「後見開始の申立書」という書類を提出するんだ。

すると、書類が審査された後、本人と面接し、本当に後見人が必要かどうかを判断するのさ。

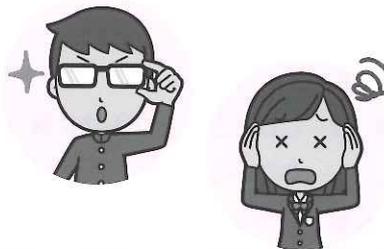
さくら 申立書ねえ。なんだか難しそう。じいちゃんは名前くらいしか書けないよ。

ガリ 申立書の作成は、本人でなくてもいいさ。夫婦でもいいし、親子やきょうだいを書いてもいいんだ。



さくら そうなんだ。あ、後見申立するのってお金かかるでしょ。
裁判所に納める手数料とか、センモンカの費用とかが。

ガリ そういふことは分かってるんだね。
申立手続に必要な費用は主に次のとおりだよ。



裁判所で必要な手数料など(司法書士等の書類作成報酬は除きます)

申立手数料(後見・保佐・補助共通)	800円
(代理権又は同意権の付与)	各800円
登記手数料	2,600円
郵便切手	3,000円~4,000円
鑑定費用	実費

ガリ ところで、さくらのおじいちゃんは、認知症がそんなに進んでるの？

さくら うーん、日によって状態がまちまち。

わたしやお母さんの顔は分かるけど、このまえ叔父さんが家に来たときは、「知らない人だ」って言うちゃって。でも、昔のことはよく覚えてるよ。一人で散歩したり、買い物もしてるみたいだし。

ガリ それなら、後見じゃなくて、保佐の可能性もあるかな。

さくら え、どういうこと？

ガリ 後見制度は、本人の判断能力の状態によって、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類があるんだ。

さくら へええ、後見人だけかと思ってた。

ガリ そう思ってる人は多いね。保佐は、本人の判断能力が著しく不十分で、重要な財産を処分したりすることができない場合で、補助は、本人の判断能力が不十分な場合だね。

法定後見制度の種類を見てみましょう

後見 こうけん本人の判断能力が全くなく、一人で日常生活(財産管理を含む)を送ることができない状態。
本人のことを「せいねん ひ こうけんじん成年被後見人」といい、後見する人を、「せいねん こうけんじん成年後見人」という。

保佐 ほさ本人の判断能力が著しく不十分な場合で、日常的な買い物程度はできるが、お金の貸し借りや不動産の売買などは困難な状態。
本人のことを「ひ ほさじん被保佐人」といい、保佐する人を、「ほさじん保佐人」という。

補助 ほじょ本人の判断能力が不十分な場合で、重要な財産行為を適切に行えるか不安があるので、誰かに代わってもらったほうがよい程度。
本人のことを「ひ ほじょじん被補助人」といい、補助する人を、「ほじょじん補助人」という。

さくら 後見との違いが全然分からへんわ。分かるように説明して。

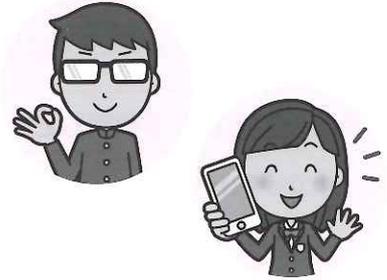
ガリ 買い物で例えて話そうか。例えば、家のテレビが故障しちゃって、替わりのテレビを買わなければならなくなったとしよう。

さくら ふむふむ。

ガリ このとき、一人でお店に買いにいけるのが保佐や補助を必要とする人で、誰かに代わりに行ってもらわないといけないのが後見を必要とする人だね。

さくら なるほど。

うちのじいちゃんは自分で出かけて買い物できるから保佐かもしれないってことやね。保佐と補助ってどう違うの？



ガリ うん、その違いについては、見やすい表があるからこれを見ながら説明しようか。(後記の「比較表」を参照)

さくら それ出してよ！

ガリ 保佐と補助の違いは、本人の重要な財産を処分したり、法律が予め定めた行為を行うときに同意が必要になるのが保佐で、その一部の行為についてだけ同意が必要になるのが補助、ということになるね。

さくら 本人の判断能力の程度によって、後見する人の同意が必要となる事柄に差をつけてるってわけね。

ガリ そういことだね。同意が必要な行為について、本人が同意を得ないで行った法律行為については、後から取り消すこともできるよ。

保佐の場合、普段の生活の買い物ぐらいなら一人でできても、不動産などの重要な財産を売ったり、買ったりする手続は難しいと考えられていることが分かるね。

さくら なるほど、完璧に分かったわ！

ガリ いや話はまだこれからなんだけど。

さくら これから塾なの。もういかなきゃ！あとは自分でスマホで調べるわ！ありがとう、ガリベン！

「保佐」と「補助」の比較表

	保佐	補助
本人の判断能力	著しく不十分 (難しいことは無理)	不十分 (一人でできるけど不安)
申立てについての 本人の同意	要らない 「保佐人」に、代理権を付与する場合は、本人の同意が必要	必要
鑑定の要否	原則、必要	原則、要らない
保佐人または 補助人の権限	重要な財産関係の権利を得たり失ったりする本人の行為(例えば…お金を借りる、不動産を売るなど)について、保佐人は同意を与えたり、取り消したりすることができる。	左の行為の一部について、補助人は同意を与えたり、取り消したりすることができる。
	本人の特定の行為について、保佐人に代理権が与えられる。	本人の特定の行為について、補助人に代理権が与えられる。

ガリ 行っちゃった。みなさん、いかがでしたか。少しは後見のこと分かってもらえたでしょうか。

そうそう、成年後見等の申立ですが、司法書士に依頼すれば、申立書類等の書面を作成してもらうことができます。司法書士への報酬費用もかかるけど、専門家に任せると、しっかり作ってくれて安心できますよ！

もっと詳しくお知りになりたい方は、本紙裏面のリーガルサポートおおさかへお問合せください。

「だれに相談したらいいの？」

～司法ソーシャルワークのはなし～

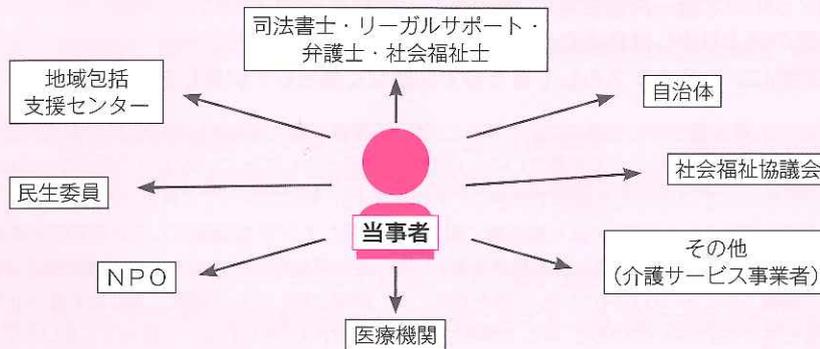
生活環境や、精神的・身体的な障がいなどが原因で、司法にアクセスできない方がたくさんおられます。問題を抱えながらも解決策を見つけることができず、困難な状況から抜け出すことができないのです。

「司法ソーシャルワーク」とは、自ら法的援助を求めることが難しい方に対して、福祉関係者とリーガルサポート会員(司法書士)・弁護士などの法律専門家が連携し、法律問題だけでなく、総合的な問題の解決を目指す活動のことを言います。

「困ったことがあるけれど、だれに相談すればいいんだろう？」と、法的な援助を求めている方には、まずは、「普段から付き合いのある地域の関係者等に相談すれば、法律専門家につながり、法的な支援の輪ができる」というネットワーク作りが必要です。また、法律専門家の側から、問題を抱えている方に働きかけ、積極的に問題をくみ取っていくことも必要です。

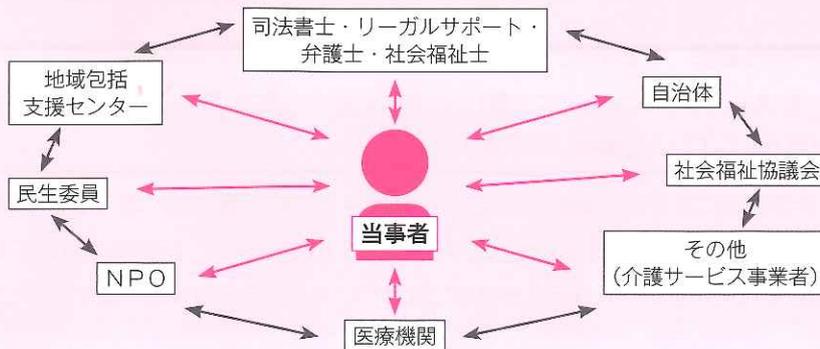
「司法ソーシャルワーク」の取組が地域社会に広まるよう、私たちリーガルサポートは、地域のみなさんとの連携を、一層深める活動を続けていきます。

●かつては、当事者が、それぞれの専門家を探して、個別に連絡・依頼・相談をする必要がありました。



司法ソーシャルワーク

●専門家や関係機関が連携しているので、当事者はどこかの専門家にアクセスすれば、それぞれ個別にアクセスする必要が少なくなります。



こんな問題が起こった場合でも、司法ソーシャルワークなら ～高齢者の生活～

Q 独り暮らしをしている近所のおじいちゃん、最近は少し認知症がでてきたけれど、年金もたくさんあり豊かに元気に暮らしていました。

親しい親族もいないと聞いていたけど、最近今まで見かけたことがなかった人が出入りするようになってから、何だか元気がなくなり、お金が無いお金が無いって言っているけど大丈夫かな？

A 近くの民生委員、地域包括支援センターに相談すると、司法書士を紹介してもらえました。

成年後見人や保佐人が必要な方であれば、司法書士等と連携し、家庭裁判所に申立の手続をします。成年後見人等が選任されれば、本人に代わって財産管理ができ、本人が財産管理をする場合でも、一定の重要な法律行為に同意を与えたり、既にしてしまったことを取り消すことができ、本人の財産が搾取されることを防ぐことができます。

Q 築25年の木造一戸建住宅に、老夫婦二人で暮らしています。新築の時より少しは色々なところが古くはなってきたけど、定期的にメンテナンスもしてきたので問題なく暮らしていました。

ある日、呼び鈴が鳴り玄関先に出てみると、若い作業着を着た青年がいて、「近所のお宅の屋根を修理しに来た業者ですが、その屋根の上から見てるとお宅の屋根瓦が少しずれているようで気になりました。雨漏り等するといけないので、よかったら無料で点検してあげますよ」と親切に言ってくれました。

点検してもらった結果、やはり屋根裏に雨漏りしていたようで、修理費として80万円を業者に支払いました。その時に業者から「この建物は耐震基準を満たしていない可能性があり、少し強い地震が来ると家が崩れてしまう、その補強工事に500万円かかる」と言われました。地震は怖いけれど補強工事にはお金がかかる、しかし業者は何度も訪れ、話を聞いていると、早く工事をしないといけないかもしれないと思ってしまいます。

A いつもお世話になっているケアマネさんに相談したら、法律家を紹介してくれました。

悪質リフォーム業者の可能性もあります。実際に行われた工事が本当は必要がなかったり、ほとんど工事らしい工事を行っていないにもかかわらず、高額な工事代金を請求してくる業者がいます。司法書士、弁護士等が相手の業者と話をして契約を解除したり、支払い済みの工事代金で違法なものは取り戻すための請求をすることができます。

コラム 独り暮らししている高齢者（独居老人）

日本では、近年急速に進む少子高齢化社会の中、独居老人の割合が急激に増えてきています。平成28年度では、65歳以上の者のみのいる世帯数が約1,325万2千世帯で、全世帯の約26.5%を占め、その内独居老人の世帯は約半数の655万9千世帯になっているという統計もあります。

こんな問題が起こった場合でも、司法ソーシャルワークなら ～「ごみ屋敷問題」と地域連携～

家の中だけでなく、周辺にまでたくさんの「モノ」が堆積している状態を、何度かニュース等で目にされたことがあると思います。この、いわゆる「ごみ屋敷問題」は、ニュースで取り上げられる画像や映像の印象が強いせいか、どのように堆積した「モノ」を片付けるかに、注目が集まることが多いと思います。

全国の自治体では、条例を作ってごみ屋敷問題に取り組む流れがあります。条例制定の際に、単に堆積した「モノ」を取り除くだけではなく、地域連携という視点を盛り込み、根本的な解決に向けて取り組んでいる自治体もあります。

なぜ、地域連携が必要なのでしょうか。

「モノ」をため込む過程には、さまざまな要因があると考えられており、具体的には、①体力・気力の衰え(加齢や抑うつ、セルフケア能力の衰え)②収集(仕事、収集癖、強迫行動、買い物依存等)③溜め込み(もったいない、思い出の品等)④整理・廃棄が苦手(分別できない)⑤家族構成の変化(死別、離別、子の独立等)⑥キャパシティオーバー(育児、介護、仕事の過重)⑦その他(問題意識がない等)などがあります。

ため込む要因は単一ではなく、複合的であり、認知症や統合失調症、発達障がいなどの病気や障がいが重なることもあります。

単に片付けるだけで、要因への対応がなければ、片付けて一旦きれいになっても、またすぐに元の状態に戻ってしまいます。「モノ」をため込んでしまう要因に対応するために、地域連携が必要になってくるのです。

病気や障がいのために判断能力の低下がみられる方については、成年後見制度の利用が必要となる場合もあります。私たちリーガルサポートは、根本的な解決のためにお役に立てるよう、他の支援者の方、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの一員として活動していきたいと考えています。

堆積した「モノ」に注目するだけでなく、そのような状態に陥ってしまった「人」にも注目し、「もしかしたら支援が必要な人なのでは」という支援の視点で、家族・親族、近隣住民、行政、関係機関が連携することで、対象者が地域で孤立せず、地域生活の再構築の道が拓けます。

法律の専門家にも、司法ソーシャルワークという考え方が広がりつつあります。法律の専門家が、地域における様々な支援機関と連携することで、支援の必要な方が、より豊かで安心した暮らしを実現できるのではないのでしょうか。

ご本人の財産をより安全に

今回は、後見制度をより身近に感じていただくため、高校生同士の会話を用いて解説をいたしました。リーガルサポートでは、後見制度を利用されるみなさま方への相談やセミナーを、積極的に行なっています。ぜひご利用ください。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号 ☎ **06-4790-5656**

電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

予約不要

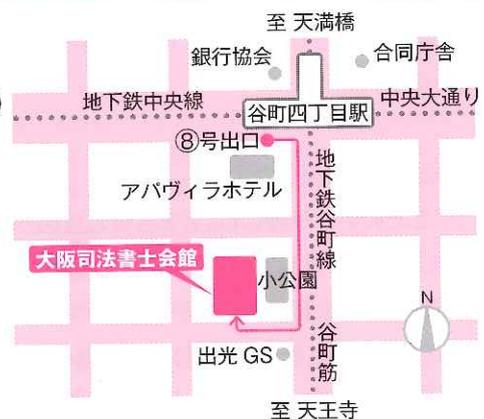
日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時
（受付時間：午後3時30分まで）

場所 **大阪司法書士会館**

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
☎ 06-6941-5351

●地下鉄谷町四丁目駅
⑧号出口から谷町筋を南へ徒歩5分



面接相談

完全予約制

日時 **毎週火曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時30分～午後4時30分
（受付時間：午後3時40分まで）

予約電話番号 ☎ 06-6943-6099
お問い合わせは
平日午前10時から午後4時まで

場所 **司法書士総合相談センター堺**

堺市堺区中瓦町2丁3番29号瓦町ウエノビル4階
●南海高野線「堺東」駅西出口から徒歩5分



苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡ください。電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

☎ **06-4790-5643**

リーガルサポート
おおさか

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

ホームページ

リーガルサポートおおさか

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

(公社)成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/>